

別記様式第1号(第四関係)

どろがわ
洞川地区活性化計画

奈良県天川村

平成30年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	洞川地区活性化計画
都道府県名	奈良県
市町村名	天川村
地区名(※1)	洞川地区
計画期間(※2)	平成30年度～平成33年度

<p>目標 : (※3)</p> <p>計画地区である洞川地区の農業は、高齢化による後継者不足により、年々耕作放棄地が増加している傾向にあるが、観光業に関しては、修験道の霊場である山上ヶ岳があり、古くから信仰の地として多くの行者、参拝者が訪れる観光地であり、年々活気を増している。そこで、農業と観光業が共に成長できることを目指すため、地域の農業者と旅館、飲食店関係者と共に新たな地域ブランドとして農産物を生産・加工し、「ご当地名物」となるような特産品づくりに取り組む。これによって洞川地区全体の活性化に繋げることができると考える。</p> <p>内容としては、洞川地区の標高850mの冷涼な気候を活かした「四季成りイチゴ」の生産面積を現在の試験栽培面積から拡大させ、生産量を増加させ、青果としての販売額を増加させ、近畿圏で唯一の四季成りイチゴ生産地として生産法人を設立し、栽培従事者の雇用拡大を図る。また、年間65万人を超える観光入込者があるという地域特性を活かし、四季成りイチゴを活用した加工品の開発を行い、洞川地区にしかない特産品として地域内外にPRする。このような取組を行うことで、農業と観光業の活性化に繋がると思われる。</p> <p>具体的な目標としては、平成31年度～平成33年度で栽培従事者として生産法人が新たに3人(常勤2名、非常勤1名)を雇用すること、平成31年度～平成33年度の合計で四季成りイチゴの販売額を18,435千円に増加させる。また、新たな四季成りイチゴを活用した加工品として15品開発し、定住人口の確保につなげたい。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>天川村は、奈良県の中部に位置し、人口1,457人、面積175.66㎡の山村であり、新宮川水系熊野川の最源流部にあり、村域全体は谷が切れ込んだ急峻地形で、その谷間を縫って村の中央部を東西に貫流する天ノ川(熊野川)沿いに集落が点在し、その集落の全てが標高400m以上の典型的な源流域の山村。洞川地区は、標高800mを越えることから、気候は低温多湿で降雨量も比較的多く、夏季はきわめて冷涼である。</p> <p>天川村の人口は1955年の5,686人をピークに現在は約1,457人と大幅に減少した。農林業従事者率は1975年のは40.7%あったが、2010年には7.3%に減少している。地域の重要事業である農林業の衰退が、若年齢層を中心とした人口流出の要因となっている。今後は、地域特性を生かした新たな農林業の育成により、雇用を創出することで、定住人口の確保を図る振興施策に取り組む必要がある。</p>
<p>現状と課題</p> <p>洞川地区の農業は、農地面積は4haあるが、小規模な農地でなおかつ点在しているため、その集積が難しい。また、後継者不足で、作付け面積は激減している。農家のほとんどが第二種兼業農家であり、農耕地は面積が狭く、とくに畑地は急傾斜に不規則に開けていることや日照時間が少ないこともあり、生産性はきわめて低く、自給的な農業となっている。このような状況から、近年耕作放棄地が増加している。</p> <p>このため、地域の冷涼な気候等の独自性を活かした高付加価値の作目を特産品として育て、年間65万人を超える観光入込者がある地域特性を活かし、天川産ブランドとしての農産物や加工品の販売額を増加させ、雇用機会を創出する必要がある。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>洞川地区には今まで特産品となるような農産物が無かったが、近畿圏ではまれに見る冷涼な気候を活かした「四季成りイチゴ」が独自性の強い特産品として育ちつつある。今回の事業を皮切りに、商業生産規模での安定した生産・販売が軌道に乗れば、地区内の耕作放棄地や遊休地に生産施設を拡大し、近畿における「四季成りイチゴ」の一大産地化を目指し、栽培従事者の確保、新規参入による定住人口の安定を図る。また、青果以外にも、厳寒な気候を活用した「四季成りイチゴ」の苗の生産の研究も進め、通年作業の確保と従事者の年収増を目指す。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
天川村	洞川地区	③7産地振興追加補完整備	天川村	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
天川村	洞川地区	洞川四季成りイチゴ試験栽培事業	天川村	山村活性化支援交付金

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

洞川地区(奈良県天川村)	区域面積(※2)	5,700ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: <ul style="list-style-type: none">・本地区の総面積5,700haのうち、農地面積は4ha、山林面積は5,138haとなっており、農林地は区域の約90%を占めている。・また、全就業者数670人のうち、農林漁業従事者は42人と6.2%を占めている。・農林業が本活性化区域の重要な事業となっている。		
②法第3条第2号関係: <ul style="list-style-type: none">・区域の人口は、平成17年は702人、平成27年は627人と減少傾向にある。一方で、65歳以上の高齢者の人口は、平成17年で204人(29%)、平成27年で256人(40.8%)と人口、割合共に増加傾向にあり、高齢化が進んでいる・地区の独自性を活かした作目の特産化を推進することで、新規就農などの新規参入者が増えれば、栽培従事者のみならず農産物加工、販売・流通などの関連産業が活性化するほか、観光資源としても活用でき、地区の活性化、定住促進に大きく寄与する		
③法第3条第3号関係: <ul style="list-style-type: none">・本地区は都市計画区域外となっており、市街地が形成されている地域はない。		

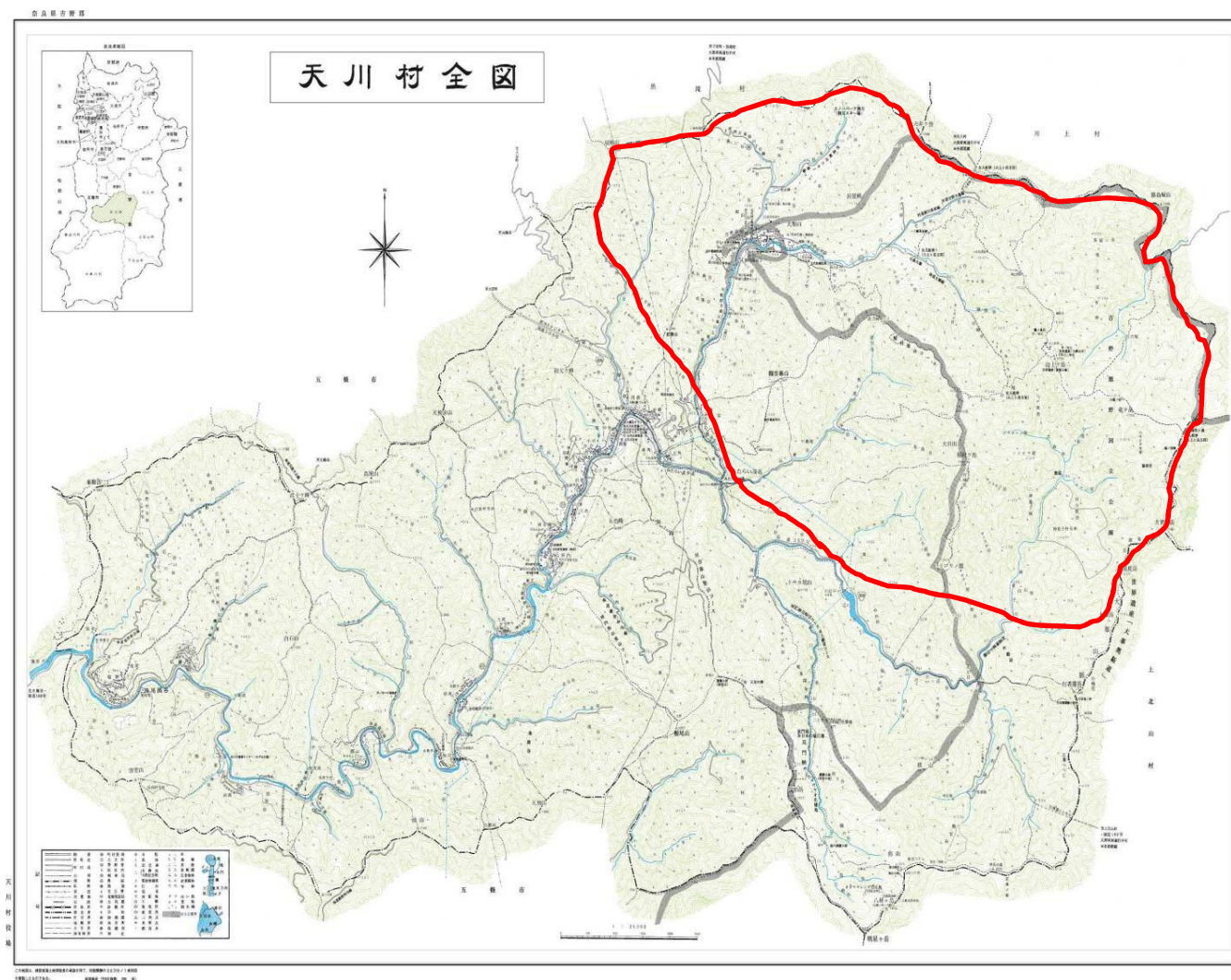
【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

3 活性化計画の区域



活性化区域は、赤枠で囲まれた区域とする

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たった基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・法人の雇用者数、四季成りイチゴを使用した加工品開発数、青果の販売額により把握する。
- ・平成32年度末までに法人化を行い、新規雇用者数により把握する。(常勤2名・非常勤1名)

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内的の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。